c0ban 取引所 重要事項説明書

（資金決済に関する法律第 63 条の 10 の規定に基づく契約締結前交付書面）

はじめに

c0ban 取引所のご利用に関する重要事項説明書（以下、「本説明書」）は、Gate Japan 株式会社（以下、「当社」）が提供する暗号資産現物取引に関するサービス（以下、「本取引サービス」）の重要事項を記載しています。必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、本取引サービスをご利用いただきますようお願いいたします。また、本説明書とともに「利用規約」（以下、「本規約」）の内容に関してもあわせてご確認・ご了解のうえ、お取引くださいますようお願いいたします。

2024 年 12 月 23 日
Gate Japan 株式会社

本説明書は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第 21 条および第 22 条の規定に基づき、本取引サービスの利用規約に同意・承諾されるお客様に対し、予め交付しなければならない「重要事項説明書」です。

暗号資産と本邦通貨又は外国通貨との誤認防止等

・本取引サービスで取り扱う暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。
・本取引サービスで取り扱う暗号資産は、特定の者によりその価値を保証されていません。

暗号資産の概要

・本取引サービスで取り扱う暗号資産は、電子的方法により記録される財産的価値であり、消失あるいは価値が減少することがあります。
・本取引サービスで取り扱う暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができます。

当社の概要

本取引サービスを運営する当社の概要は、以下の通りです。

(1) 商　号　：Gate Japan 株式会社
(2) 住　所　：東京都中央区日本橋浜町３丁目２３−１
(3) 設立年月日：2016 年 6 月 2 日
(4) 事 業 内 容 ：暗号資産交換業
(5) 暗号資産交換業者の登録番号：関東財務局長第 00018 号
(6) 加入する協会：一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

金融庁のホームページ「暗号資産交換業者登録一覧」に記載の留意事項

・本一覧に記載された暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産は、当該暗号資産交換業者の説明に基づき、資金決済法上の定義に該当することを確認したものにすぎません。
・金融庁・財務局が、これらの暗号資産の価値を保証したり、推奨するものではありません。暗号資産は、必ずしも裏付けとなる資産を持つものではありません。
・暗号資産の取引を行う際には、以下の注意点にご留意ください。

≪暗号資産を利用する際の注意点≫

○　暗号資産は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。

○　暗号資産は、価格が変動することがあります。暗号資産の価格が急落し、損をする可能性があります。

○　暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か金融庁・財務局のホームページで確認してください。

○　暗号資産の取引を行う場合、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているかを含め、取引内容やリスク（価格変動リスク、サイバーセキュリティリスク
等）について、利用しようとする事業者から説明を受け、十分に理解するようにしてください。

○　暗号資産や詐欺的なコインに関する相談が増えています。暗号資産の持つ話題性を利用したり、暗号資産交換業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法にご注意ください。

1.　取り扱う暗号資産の概要

本取引サービスで取り扱う暗号資産の名称は、以下の通りです。取扱い暗号資産の概要および特性の詳細については、当社が別途公表する「暗号資産概要説明書」をご確認ください。

銘柄	シンボル	一般的な性格
c0ban （コバン）	RYO	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産。

2.　金銭および暗号資産の分別管理

当社は資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」）に基づき、お客様の財産を保護するため、お客様から預託を受けた金銭および暗号資産と当社固有の財産を明確に区分し、かつ、お客様ごとの保有額が直ちに判別できる状態で分別管理を行うものとします。

(1) 金銭：お客様から預託を受けた金銭は、楽天信託株式会社（以下、「信託会社」）を受託者とする金銭信託により、当社の自己資金とは区分して管理しております。区分管理の対象となるお客様の資産は、お客様から預託を受けた金銭、未決済の約定評価損益、既決済の取引損益の合計となります。なお、信託会社の信託口座へ入金されるまでの間は、みずほ銀行の利用者預かり口において、当社の固有財産とは区分して管理しております。また、当社は顧客区分管理必要額を毎営業日算定するものとし、顧客区分管理必要額が、同日付の信託保全額以上であった場合、当該不足額を２営業日以内に解消するよう信託口座に金銭を追加信託します。

(2) 暗号資産：当社の固有財産とお客様の財産を区分するため、それぞれの暗号資産用口座（以下、「ウォレット」）を分別して暗号資産を保管・管理します。ウォレットは、お客様毎に固有の識別子（以下、「ウォレットアドレス」）を設け、ウォレットアドレスを通じたお客様間の暗号資産の移転および受払いを記録します。なお、それらの記録が反映された帳簿により、お客様毎の暗号資産の保有残高が直ちに判別できるよう管理します。また、お客様の財産のウォレット残高と帳簿上の残高を毎営業日照合し、ウォレットの残高が下回っている場合、当該不足額を 5 営業日以内に解消します。なお、受託暗号資産はお客様用のコールドウォレットで保有します。

3.　本取引サービスの概要

本取引サービスで提供されるサービスの概要は、以下の通りです。

(1) 取引所

暗号資産を売りたいお客様と買いたいお客様とのマッチングによる注文取引の場を提供するサービスです。本取引サービスの利用者登録をされたお客様同士が、売り手と買い手になり、所定の注文方法（指値・成行）に従って、価格レート、数量等の注文内容を決め、取引を行います。価格レートは、お客様同士の需給に基づいて決定します。本取引サービスの利用者登録をされたお客様には、金銭（日本円）と暗号資産の取引用口座（ウェブウォレット）が作成されます。

(2) 販売所

暗号資産の購入を希望するお客様に対し、当社が暗号資産を直接販売するサービスです。本取引サービスの利用者登録をされたお客様が、暗号資産を購入・売却できます。販売時間帯に本取引サービスの所定画面より、希望する暗号資産の数量をご指定の上、購入・売却いただきます。お客様が購入・売却した暗号資産は、本取引サービスのお客様の取引用口座に反映されます。当社の暗号資産の在庫状況によっては購入・売却を停止することがあります。お客様が購入・売却した暗号資産の取引履歴（約定日時、価格、数量）などは本取引サービスのウェブサイト上から確認することができます。

(3) ウェブウォレット

暗号資産の預け入れ・引き出し（以下、「入出金」）に用いる暗号資産用口座（以下、「ウォレット」）を提供するサービスです。本取引サービスの利用者登録をされたお客様毎にウォレットが開設され、ウォレットには固有の識別子（以下、「アドレス」）が設定されています。同アドレスを指定して、暗号資産の入出金を行います。

4. 本取引サービスの内容

本取引サービスは暗号資産の現物取引を取扱います。暗号資産の売り付け・買い付け注文取引や購入、金銭・暗号資産の入出金等のサービス仕様は、以下の通りです。

(1) 各種提供時間帯

① 利用者登録
- 24 時間 365 日

② 取引所および販売所における取引
- 24 時間 365 日（但し、システムメンテンナス時を除く）

③ カスタマーサポート（お客様からの質問・相談等への対応）
- 平日 10:00 から 17:30(年末年始、土日祝祭日を除く)
- 電子メール：c0bantrade@coinmaster.jp
- お問い合わせフォーム：https://c0bantrade.jp/top/contact

④ 金銭（日本円）の入出金手続（銀行口座の振込確認）
- 入金　平日 10:00 から 16:00(年末年始、土日祝祭日を除く)
- 出金　平日 10:00 から 15:00(年末年始、土日祝祭日を除く)

⑤ 暗号資産の入出庫
- 入庫　24 時間 365 日
- 出庫　平日 10:00 から 15:00(年末年始、土日祝祭日を除く)

（特記事項）

※システムメンテナンス等により、一時的に本取引サービスを停止する場合があります。

※本取引サービスの提供時間帯は、変更される場合があります。変更前には、予め本取引サービスのウェブサイト等で告知いたします。

※お問い合わせの受付は、本取引サービスのウェブサイトより 24 時間 365 日承っております。

※お問い合わせの受付は、上記のお問い合わせフォームより、回答はメールでのみ行っております。電話での受付と回答は行っておりませんので、ご了承ください。
※金銭（日本円）の入出金の申請は、本取引所サービスのウェブサイトより 24 時間 365 日承っております。メール・電話では承っておりませんので、予めご了承ください。

(2) 利用方法

パソコンおよびスマートフォンを使用し、インターネットを介して本取引サービスのウェブサイトにアクセスの上、ご利用いただくことができます。

(3) 取引の対象

取引所サービスで取り扱う暗号資産の銘柄、取引単位、呼値の単位、最小発注数量、最大発注数量は以下の通りです。取引通貨ペアは、随時追加・変更される予定です。

【取引所】

銘柄	取引単位	呼値	最小注文数量	1日あたりの最大注文数量
c0ban/JPY	1	1	10	原則ございません。※1

※1　日本時間における1日の約定金額および未約定の注文並びに販売所での購入又は売却の合計金額が 5,000 万円を超過した場合、その日の注文受付不可となります。

販売所サービスで取り扱う暗号資産の銘柄、取引単位、呼値の単位、最小発注数量、最大発注数量は以下の通りです。取引通貨ペアは、随時追加・変更される予定です。

【販売所（購入の場合）】

銘柄	取引単位	呼値	最小注文数量	1回あたりの最大注文数量	1日あたりの最大注文数量
c0ban/JPY	1	1	10	10,000RYO	30,000RYO

【販売所（売却の場合）】

銘柄	取引単位	呼値	最小注文数量	1回あたりの最大注文数量	1日あたりの最大注文数量
c0ban/JPY	1	1	10	300,000 円	1,000,000 円

(4) 取引所における注文方法

取引通貨ペアの売り付け・買い付けの注文方法等の詳細は、以下の通りです。

【注文方法の概要】

項目	内容
注文の実行	ウェブサイト上の注文取引画面から注文を指示。注文価格は1円単位。

注文の種類	指値	売り付け・買い付け価格（レート）を指定して注文。売り付け注文の場合は、指定した価格以上の場合に注文が約定。買い付け注文の場合は、指定した価格以下の場合に注文が約定。同一価格の注文は注文受付が早かったものから優先。最低受付金額は 1,000 円。
	成行	価格（レート）を指定せず、暗号資産の注文数(RYO)のみを指定して注文。成行の買い付け注文を行うと、その時の最も低い価格の売り付け注文から順番に約定。同様に売り付け注文は、最も高い価格の買い付け注文から順番に約定。注文受付が早かったものから優先。最低受付数量は 10RYO。
注文の有効期間（約定待ち）		48 時間
注文のキャンセル		指値・成行共に約定待ちの間はキャンセル可能。 ※システム障害等による不適切な注文が確認された場合、電話等にてお客様の承諾を得た後、当社にて注文をキャンセルすることがあります。
注文の訂正		不可。 一旦、該当の注文をキャンセルし、新たに注文を実行。
注文の中断		システム障害等による約定処理の一時中断後の再開時は、再開した時点での価格に基づき約定処理を再開。
注文の上限		日本時間における 1 日の約定金額および未約定の注文並びに販売所での購入又は売却の合計金額が 5,000 万円を超過した場合、その日の注文受付不可。
注文履歴・取引履歴		ウェブサイト上の取引履歴画面から確認可能。

① 売り付け・買い付け注文の実行

本取引サービスの提供時間帯に、本取引サービスのウェブサイト上からの売り付け・買い付け注文を行っていただくことができます。メール・電話による注文の実行は承ることができません。

② 指値注文

指値注文とは、売り付け・買い付け価格（レート）を指定して注文する方法です。売り付け注文の場合は、指定した価格（日本円）以上で、指定した注文数量（c0ban）の売り付けが成立（約定）し、買い付け注文の場合は、指定した価格（日本円）以下で、指定した注文数量（c0ban）の買い付けが成立（約定）します。なお、指値注文の場合には、指定した注文数量によっては一部の注文数のみが約定し、一部の注文数量が約定待ちとなる場合があります（「部分約定」と言います）。約定待ちとなった残りの注文数量は、注文の有効期間が満了するまで、引き続き有効です。

③ 成行注文

成行注文とは、価格（レート）を指定しない注文方法です。売り付け・買い付けの

注文実行時に、c0ban の注文数量(RYO)のみを指定します。注文時の最低買い付け注文数量および最低売り付け注文数量は、それぞれ「10RYO」です。

成行の買い付け注文を行うと、その時に出ている最も低い価格の売り付け注文から順番に、注文数に応じて成立（約定）します。同様に売り付け注文の場合は、最も高い価格の買い付け注文から順番に、注文数量に応じて成立（約定）します。

④　注文の有効期間

売り付け・買い付け注文を行った後、約定待ちとなった注文の有効期間は、指値注文・成行注文ともに 48 時間です。

⑤　注文のキャンセル・訂正

指値注文は、約定するまでの間、お客様が注文をキャンセル・取り消しすることが可能です。成行注文も同様に、約定するまでの間、お客様が注文をキャンセル・取り消しすることが可能です。メール・電話による注文キャンセルは承っておりません。ご了承ください。

お客様が一度実行された注文の内容（価格と注文数）は、訂正・変更することはできません。注文内容を訂正・変更したい場合、約定する前に該当の注文をキャンセルしていただき、新たに注文を行っていただきますようお願いいたします。

⑥　注文履歴・取引履歴の確認

お客様が行った売り付け・買い付け注文のステータス（注文日時、価格、注文数量、約定待ちか否か等）や取引履歴（約定日時、価格、注文数量等）は、本取引サービスのウェブサイト上から確認することができます。

⑦　表示価格

本取引所の表示価格の詳細は、以下の通りです。

項目	内容
取引相場	約定履歴の直近 25 件分の平均価格
売気配	その時の最も低い価格の売り付け注文価格
買気配	その時の最も高い価格の買い付け注文価格
高値	直近 24 時間の約定価格の高値
安値	直近 24 時間の約定価格の安値

(5) 販売所における暗号資産の購入方法

販売通貨ペアによる暗号資産の購入方法等の詳細は、以下の通りです。

【購入方法の概要】

項目	内容
購入の実行	ウェブサイト上の販売画面から購入。購入の実行と同時にお客様と当社との間で取引が成立。購入受付が早かったものから優先。購入価格は 1 円単位。
購入時価格	当社の暗号資産取引所の価格をもとに、当社所定のスプレッドを付加した価格。
最低購入注文数量	10RYO
購入実行後の訂正・キャンセル	不可。
購入履歴	ウェブサイト上の購入履歴画面から確認可能。

① 購入の実行

本取引サービスの提供時間帯に、本取引サービスのウェブサイト上から購入していただくことができます。メール・電話による購入を承ることはできません。購入時の価格は、当社の暗号資産取引所の価格をもとに注文数量等を考慮した価格となります。購入時の数量は、お客様が希望する数量を指定していただきます。購入の実行と同時にお客様と当社との間で取引が成立いたします。当社の暗号資産の在庫状況によっては購入を停止することがあります。その場合には、注文の全部を受けることができず、その旨を表示します。

② 購入実行後の訂正・キャンセル

お客様が一度実行された購入の内容（価格と数量）は、訂正・キャンセルすることはできません。

③ 購入履歴の確認

お客様の購入履歴（購入日時、価格等）は、本取引サービスのウェブサイト上から確認することができます。

(6) 販売所における暗号資産の売却方法

販売通貨ペアによる暗号資産の売却方法等の詳細は、以下の通りです。

【売却方法の概要】

項目	内容
売却の実行	ウェブサイト上の販売画面から売却。売却の実行と同時にお客様と当社との間で取引が成立。売却受付が早かったものから優先。売却価格は1円単位。
売却時価格	当社の暗号資産取引所の価格をもとに、当社所定のスプレッドを差引いた価格。
最低売却注文数量	10RYO
売却実行後の訂正・キャンセル	不可。
売却履歴	ウェブサイト上の売却履歴画面から確認可能。

① 売却の実行

本取引サービスの提供時間帯に、本取引サービスのウェブサイト上から売却していただくことができます。メール・電話による売却を承ることはできません。

売却時の価格は、当社の暗号資産取引所の価格をもとに注文数量等を考慮した価格となります。売却時の数量は、お客様が希望する数量を指定していただきます。売却の実行と同時にお客様と当社との間で取引が成立いたします。

当社の暗号資産の在庫状況によっては、売却を停止することがあります。その場合には、 注文の全部を受けることができず、その旨を表示します。

② 売却実行後の訂正・キャンセル

お客様が一度実行された売却の内容（価格と数量）は、訂正・キャンセルすることはできません。

③ 売却履歴の確認

お客様の売却履歴（売却日時、価格等）は、本取引サービスのウェブサイト上から確認することができます。

(7)サーキットブレーカー制度

取引価格の急変を防止することを目的に、下記の条件でサーキットブレーカーを発動させ、注文受付を中断します。

発動条件	約定価格が制限値幅の範囲外になった場合
適用サービス	取引所 販売所（取引所にて発動時に連動して発動）
基準価格	15 分前の直近の約定価格
制限値幅	基準価格の上下 40%
中断時間	15 分

(8)金銭・暗号資産の入出金

本取引サービスの利用者登録をされたお客様には、金銭（日本円）と暗号資産の取引用口座（ウェブウォレット）が作成されます。同口座への入出金の方法は、以下の通りです。

① 金銭の入金

お客様は、本取引サービスの取引用口座に日本円を預託することができます。入金方法は、当社指定の銀行口座への振込に限ります。日本円の入金にあたり、最初に本取引サービスのウェブサイト上から入金申請を行っていただく必要があります。日本円入金申請の最低金額は 10,000 円です。入金申請は、本取引サービスのお客様の日本円口座へデータを反映（加算）する手続となります。

入金申請を行った後、申請した金額（以下、「入金申請額」）をお客様の銀行口座から、当社指定の銀行口座へ振り込んでいただきます。振込時の口座名義の入力方法の詳細は、入金申請後にお客様宛に送付される「入金申請の受け付け」メールの本文に記載されていますので、内容をご確認頂いた上で振込手続を行っていただきます。

お客様による振込時の口座名義と、本取引サービスに登録されたお客様氏名等の情報の一致を確認できない場合、当社では他人名義による振込として取り扱います。その場合、お客様にて組戻しの手続を行っていただきます。組戻しの手数料は、お客様負担となりますので、予めご了承ください。また、当社の判断により、お客様のアカウントをロックするなどの措置を行う場合があります。

当社指定の銀行口座への振込額と、本取引サービスの入金申請額の一致が確認された時点で、当社が入金申請の完了手続を行います。完了次第、本取引サービスの日本円口座に反映（加算）されます。入金申請の完了までに数営業日をかかる場合がありますので、予めご了承ください。

（特記事項）

※入金申請の有効期限は、申請した日から 10 日間となります。有効期限を超過された

場合、当該申請は自動キャンセルとなるため、再度、お客様にて入金申請を行っていただく必要があります。予めご了承ください。

② 金銭の出金

お客様は、本取引サービスの取引用口座から日本円を引き出すことができます。出金方法は、お客様本人名義の銀行口座へ振込により行うものとします。

日本円の出金にあたり、最初に本取引サービスのウェブサイト上から出金申請を行っていただく必要があります。日本円出金申請の最低金額は 801 円です。出金申請は、本取引サービスのお客様の日本円口座にデータを反映（減算）する手続となります。

出金申請が行われた後、当社がお客様本人名義の銀行口座へ出金申請時の金額（以下、「出金申請額」）を振り込みます。お客様が出金申請を行う際、本取引サービスの日本円口座の残高が出金手数料を下回る場合、出金申請を行うことはできません。

出金申請額は、当社からお客様本人名義の銀行口座へ振込が完了した時点で、本取引サービスの日本円口座から差引かれます。

③ 暗号資産の入庫

お客様は、本取引サービスのウォレットに暗号資産を入庫することができます。入庫方法は、別ウォレットから本取引サービスのウォレットのアドレスおよび入庫数量を指定して入庫手続を行う方法になります。

入庫手続を行った後、本取引サービスのウォレット以外のアドレス（以下、「外部ウォレットアドレス」）からの入庫は、暗号資産のブロックチェーン上にその取引データが記録されるまで約 24 時間を要します。予めご了承ください。

④ 暗号資産の出庫　お客様は、本取引サービスのウォレットから暗号資産を出庫することができます。出庫方法は、本取引サービスのウォレットから別ウォレットのアドレスと出庫数量を指定して、出庫手続を行う方法になります。

出庫数量が本取引サービスのウォレット残高を上回る場合、出庫することはできません。

（特記事項）

※取引所サービスは、お客様同士による取引の場を提供するものであり、例外的に当社が注文取引の当事者となる場合を除き、当社が注文取引の当事者となるものではありません。また、当社は、注文取引の成立をお客様に約束又は保証するものではありません。

※売り手と買い手の注文の価格が合致した時点で、注文取引が成立（約定）したものとみなされます。注文取引が成立した時点から、当該注文を撤回又は変更することはできません。

※金銭および暗号資産の預託は、お客様による銀行口座への振込又は入金手続の完了時点ではなく、当社が振込又は入金を合理的に認識し得る時点をもって、完了されたものとみなします。

※暗号資産の入庫に要する時間は、セキュリティリスクや分岐リスク等への対策の都合上、変更になる場合があります。

(9) 手数料等

各種手数料の詳細は、本取引サービスのウェブサイトをご参照ください。

長期間（180 日以上）ご利用がない口座の維持管理、および注文取引を行う際、金銭・暗号資産の入出金時に手数料をお支払いいただきますので、予めご了承ください。
・各種手数料：https://c0bantrade.jp/statics/charge

（特記事項）
※各種手数料は、本取引サービスを運営する中で変更される場合があります。当社は、変更前に本取引サービスのウェブサイト等で告知します。

(10) 利用者登録の停止・退会
お客様が利用者登録の停止・退会を希望される際は、本取引サービスのお問い合わせフォームよりお申出ください。なお、利用者登録の停止・退会時の日本円残高が出金手数料を下回る場合、当該残高を「退会手数料」として申し受けます。
・お問い合わせフォーム：https://c0bantrade.jp/top/contact

(11) 口座の自動解約
お客様の口座内資産残高が口座維持手数料未満の場合は、お客様の口座内資産残高をもって、口座維持手数料の一部として充当し、同口座を自動的に解約いたします。なお、一部又は全額ご負担いただいた口座維持手数料の返却及び解約口座の復活はできません。
※お客様に口座内資産残高を超えるご負担はございません。
※口座の自動解約にあたり、お客様の手続きは不要です。

(12) 計画されたハードフォークに係る対応方針
当社の取り扱う暗号資産に係るブロックチェーンについて、計画的なプロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート（以下、「ハードフォーク」といいます。）の実行が見込まれる場合、および当該ハードフォークにより新たに発生する暗号資産（以下、「新暗号資産」といいます。）が生じる場合の取扱いに関する対応方針を以下の通りとします。なお、突発的なハードフォークへの対応については、個別に検討し、対応いたします。
① ハードフォークに係る情報のお客様への通知方法
電子メール又は当社ウェブサイトへの掲載などによりお知らせいたします。
② ハードフォークへの対応
・ハードフォークの計画に関する情報収集に努め、お客様が暗号資産の利用を判断するために必要となる情報を得た場合、適宜、お客様に当該情報を提供するよう努めます。
・ハードフォークにより、お客様資産の保全およびお客様との取引の履行に何等かの支障が生ずるおそれがあると当社が判断した場合、ハードフォークの発生に備えてあらかじめ当該暗号資産に関するサービス提供の全部又は一部を一時停止するなどの措置を講じます。また、停止したサービス提供の再開については、当該おそれが解消したと当社が判断した上で実施いたします。
・サービス提供の全部又は一部を一時停止するなどの措置を講ずる場合には、緊急の場合を除き、お客様に対して事前に告知いたします。また、停止したサービス提供を再開した場合には、速やかにお客様に通知いたします。なお、再開予定時期を定めずにサービス提供を停止した場合には、再開見込みについて、随時、お客様に情報を提供いたします。

・サービス提供の全部又は一部を一時停止するなどの措置を講ずる場合、停止期間中に生じた当該暗号資産の価格変動によるお客様の損失については、当社は一切の責任を負いません。

③　現物取引における新暗号資産のお客様への付与について

・当社は、新暗号資産が生じる場合において、新暗号資産をお客様に付与する義務を負わないものとします。

・ただし、ハードフォークの基となる暗号資産（以下、「旧暗号資産」といいます。）の価値が新暗号資産に移転したと認められる場合、原則として、新暗号資産をお客様に付与するものといたします。ただし、当社がお客様に新暗号資産を付与するのは、以下の条件を満たす場合であって、旧暗号資産の価値が新暗号資産に移転したと認められるときに限ります。なお、当社は、お客様に新暗号資産を付与した場合であっても、当該新暗号資産を取扱い暗号資産としないことができるものとします。

（ア）二重移転を防止する措置が講じられていること

（イ）お客様の資産を侵害する仕組みが講じられていないこと

（ウ）新暗号資産の有する機能が違法、不正な行為を誘引するものではないこと

（エ）ハードフォークを計画する主体に違法行為の疑いがないこと

（オ）ハードフォークを計画する主体に反社会的行為に携わっている者、又は反社会的勢力との関わりがある者がいないこと

（カ）その他、当社の裁量により、新暗号資産の取り扱いに問題がないと認められること

・旧暗号資産の価値が新暗号資産に移転したと認められる場合において、新暗号資産を付与しない場合であっても、当社は、新暗号資産の付与に代え、新暗号資産相当額の日本円をお客様に交付する場合があります。

・お客様の保有する旧暗号資産から生じる新暗号資産を、当社は当社の計算において自らが取得又は処分を行うことはございません。ただし、お客様に付与するためにあらかじめ取得する場合、又は新暗号資産の付与に代え新暗号資産相当額の日本円をお客様に交付する場合を除きます。

・ハードフォークにより新暗号資産が発生し、旧暗号資産の価値に影響を与える具体的な可能性を認識した場合、信頼できると当社が判断した情報に限り、あらかじめ、当該ハードフォーク計画の概要およびハードフォークにより生じる新暗号資産の内容、新暗号資産の付与対応などについて、お客様に対する通知を行うなど、周知に努めます。

・新暗号資産のお客様への付与、その他のお客様の資産保全のために必要な措置に伴い生じた費用をお客様に請求する場合があります。なお、請求に代え、お客様に付与する新暗号資産、又はお客様に交付する新暗号資産相当額の日本円から徴収する場合があります。

(13) 自己売買の方針

当社は、取引の流動性を高めることを目的として、マーケットメイカーとして取引所サービスに係る取引に参加することがあります。この場合において、お客様と当社との間で暗号資産の売買に係る取引が成立することになります。当社がマーケットメイカーとして取引に参加する場合には、かかる取引において当社とお客様との間で利益相反が生ずるおそれがあるため、当社は取引所にて暗号資産の自己売買を実施するにあたり、当社のリスク管理委員

会にてお客様との利益相反防止の観点を含め公正妥当と判断された数量について、売買を行う等の措置を講じ、お客様との利益相反を防止するよう努めております。

（特記事項）
※当社は、当社に対するサイバー攻撃や情報の漏洩、滅失、毀損その他の事由に起因して、当社の責めに帰すべき事由によりお客様から預託を受けた暗号資産が漏洩した場合、法令に従いお客様が被った損害を賠償します。賠償を行う場合には、それぞれ個別具体的な漏洩事案に応じて速やかに実施することとし、損害賠償の発生時点において、漏洩した暗号資産の調達状況や漏洩後の値動き、その他関連する事情を勘案して、金銭又は暗号資産若しくはその他の方法により決定します。

5. 本取引サービスにおけるリスク

本取引サービスで取り扱う暗号資産には、様々なリスクが存在します。それらのリスクが顕在化した際、暗号資産の取引価格の変動や価値が下落し、お客様に損失が生じるおそれがあります。以下のリスク内容を必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、本取引サービスをご利用いただきますようお願いいたします。

(1) 価格変動リスク

暗号資産の取引価格は、暗号資産市場の動向、天災・戦争・暴動・テロ等の有事、暗号資産関連の政策変更、暗号資産の移転の仕組みの破たんなど、様々な要因によって価格影響を受ける可能性があります。そのため、お客様が保有する暗号資産の価値が大幅に下落することや、暗号資産取引の取引価格が急激に変動すること、無価値になることがあります。この場合、お客様に予期しない損失が生じるおそれがあります。当社はその状況に応じて、以下の措置を講じる場合があります。

・売り付けおよび買い付け注文価格、注文数に制限を設ける。
・本取引サービスの提供時間帯を制限するか、一時的に全サービスを停止する。

(2) 法令制度変更リスク

暗号資産取引は、「資金決済に関する法律」、「暗号資産交換業者に関する内閣府令」、「個人情報保護法」、「犯罪による収益の移転の防止に関する法律」など、様々な法令の規制を受けております。社会情勢の変化に応じて、これらの法制度の改正、強化、解釈の変更が行われることや、政策の変更によって暗号資産取引そのものが禁止又は制限され、将来的に暗号資産を保有することで不利な扱いを受ける可能性があります。この場合、お客様に予期しない損失が生じる可能性があります。

(3) 流動性リスク

暗号資産取引は、その市場動向の変化や利用者数の増減、取引量の多寡などによって、売り付け・買い付けの注文が一方に偏り、著しく不利な取引価格でしか取引できないケースや、注文そのものが成立（約定）しない事態が生じる可能性があります。そうした場合、当社はその状況に応じて、以下の措置を講じる場合があります。当社判断によって決定されますので、その決定内容に応じて、お客様が不利益を被るおそれがあります。

・本取引サービスの提供時間帯を制限するか、一時的に全サービスを停止する。
・１日当たりの最小最大取引額に制限を設ける。

・金銭および暗号資産の入出金額に制限を設ける。
・売り付けおよび買い付け注文価格、注文数に制限を設ける。

(4) 破綻リスク

暗号資産取引は、その市場動向の変化や法制度の改正、当社が業務を委託する委託先の破綻等の外部環境の変化によって、当社にとって新たな負担の発生や事業展開の変更を求められることが予測され、当社の業績および財務状況が悪化する等の影響を受ける場合があります。

当社の暗号資産取引事業が継続できなくなった場合、お客様の資産（金銭および暗号資産）については、倒産法、会社法、会社更生法、民事再生法等に基づき手続が行われます。なお、当社は、預託を受けた金銭については信託会社の預託金信託口座へ信託設定しており、当社の自己資産とは区別して管理されることにより保全されるよう図られています。信託保全はお客様の資金を保全するための仕組みではありますが、暗号資産取引における元本を保証するものではありません。信託会社は、当社から信託された資金の管理のみを行い、当社若しくは受益者代理人の監督又は選任について責任を負うものではありません。信託保全された資金の返還手続きについては、受益者代理人が受益者であるお客様に代わってこれを行い、お客様は信託会社に対して資金等の支払いを直接請求することはできません。

また、暗号資産については、当社の資産とは分別して管理しておりますが、信託保全等の措置は講じておらず、当社が破綻した場合には、お客様の資産を返還することができなくなり、損失が生じる可能性があります。

(5) セキュリティリスク

暗号資産は、サイバーセキュリティ攻撃等の脅威により、本取引サービスへログインするためのユーザーID・パスワードが盗難された場合、不正アクセスによって暗号資産の入出金が行われ、保有資産の全部又は一部を消失する可能性があります。

本取引サービスは、同様の事象に対してログインパスワードとは別に取引パスワードを設けるなど、セキュリティ対策を施しております。しかしながら、未知の脅威や予期しないアタック等のセキュリティ侵害により、安定した本取引サービスの稼動が脅かされる状況が生じた場合、当社の判断により本取引サービスを緊急で停止することがあります。当社判断によって決定されますので、その決定内容に応じて、お客様が不利益を被るおそれがあります。

(6) システムリスク

本取引サービスのウェブサイトは、インターネットを介してお客様に取引サービスを提供する電子取引システムです。当該システムを構成するハードウェア・通信機器等の故障や異常に伴い、システム障害が発生し、お客様の注文取引に支障が生じるおそれがあります。また、お客様が利用されるパソコン・スマートフォン等の電子機器の故障、ネットワーク通信障害など様々な原因により、一時的又は長期間に渡り、本取引サービスのウェブサイトを利用できない事態が生じる可能性もあります。

そうした場合、お客様の売り付け・買い付け注文の実行が遅延することや、本取引サービスに到達せず、注文の実行が無効となる場合があります。また、システム障害時に取引データの異常やお客様の資産（金銭および暗号資産）の不整合が認められた際、当社の判断によ

り、本取引サービスを一時的に停止する、該当のお客様のアカウントをロックする、該当のお客様の約定待ち注文をキャンセルさせていただくことがあります。

(7) 暗号資産の分岐リスク

暗号資産では、ブロックチェーンと呼ばれる分散型台帳に入出金の取引記録を連ねる処理が行われますが、そのブロックチェーンの運営ルールの変更等により、ブロックチェーンが二つに分裂してしまう「フォーク」という状態が発生するおそれがあります。

フォークが生じた場合、暗号資産が分岐し、分岐した暗号資産同士が相互に互換性を持たなくなることで、お客様が保有する暗号資産の価値が大幅に下落することや、取引記録が過去に遡って無効になり、保有する暗号資産の全部又は一部が消失する可能性があります。

分岐が予想される事態が生じた場合、当社の判断により、一時的に本取引サービスの全機能を停止する、お客様資産の保全のために金銭および暗号資産の入出金を制限するといった措置を講じる場合があります。また、分岐が生じた際の暗号資産の取り扱いは、当社判断によって決定されますので、その決定内容に応じて、お客様が不利益を被るおそれがあります。

なお、ハードフォークに関連する入出庫又は取引の一時中断、分岐した暗号資産の付与が行われなかったことにより、お客様に発生したいかなる損失も、当社は、当社に故意又は過失がない限り、責任を負いません。

(8) 51%リスク

暗号資産では、ブロックチェーンと呼ばれる分散型台帳に入出庫の取引記録を連ねる処理が行われますが、その処理は通称「マイニング」と呼ばれます。悪意ある者がこのマイニングの 51%以上の処理を占有した場合、ブロックチェーンへ取引記録を連ねる処理が正常に機能せず、不正な取引が台帳に記録される場合があります。その結果、お客様が保有する暗号資産の全部又は一部が消失するなど、損失が生じるおそれがあります。

(9) 決済完了性がないリスク

暗号資産では、ブロックチェーンと呼ばれる分散型台帳に入出庫の取引記録を連ねる処理が行われます。当該処理にて各取引が正しいものであるか、確認（承認）が積み重ねられますが、暗号資産は確定的に取引が成立したと確認できる仕組みがないため、お客様の約定した注文取引の結果（価格）がウォレットへ反映されないケースや、ウォレットからの入出庫がキャンセルされる場合があります。なお、暗号資産の残高、ブロックチェーンへの取引の記録は、電子的に行われるため、その価値が消失するおそれもあります。

(10) サービス提供時間外リスク

暗号資産に関する本取引サービスを運営する上で、システムメンテナンスのような計画的なサービス停止に限らず、予期しないシステム障害や自然災害、大規模停電等の不可抗力によって、本取引サービスの停止を余儀なくされる場合があります。一時的に本取引サービスが停止された期間に、暗号資産の取引価格が大きく変化して予想外の方向に動き、お客様が損失を被る事態が生じる可能性があります。サービス提供時間外に暗号資産の取引価格の大幅な変動が生じた場合でも、当社は、当社に故意又は過失がない限り、責任を負いません。

(11)その他リスク

上記に掲載する各リスクは、暗号資産取引において、過去から現在にかけ実際に発生した事態や一般的に予想される事象に基づく想定リスクを説明したものです。本取引サービスにおける全てのリスクを網羅したものではなく、今後、想定外のリスク事象や環境変化が起こり得ること、暗号資産が法定通貨の仕組みとは異なること、その結果、お客さまが損失を被る可能性があることを、予めご了承ください。

6. 苦情処理・紛争解決

苦情等の対応のための窓口をマーケティング部に設け、同窓口において、お客様からの苦情等の申出を受け付けます。

(1) 基本方針

当社は、お客様へのよりよいサービスを追求する上で、苦情等を適切に解決することを重要視し、苦情等の取り扱いに当たっては、お客様の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切にその解決を図ります。

・お客様からの意見等を真摯に受け止め、情報の共有化を図り、業務運営の改善に役立てます。
・お客様から預かった個人情報は適切に管理します。
・反社会的勢力による苦情等を装った不当な介入に対しては、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行います。
・お客様に対し、苦情等の対応状況に応じて適切な説明を行うことを含め、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指します。
・社内での対応により苦情等の解決を図ることができない場合、その他適切と認める場合、顧客に外部の紛争等解決機関を紹介し、解決を図ります。

(2) 苦情等の受付窓口(当社内)

① 商号：Gate Japan 株式会社
② 住所：東京都中央区日本橋浜町３丁目２３−１
③ 部門：マーケティング部 苦情・相談窓口
④ 電子メール：c0bantrade@coinmaster.jp
⑤ お問い合わせフォーム：https://c0bantrade.jp/top/contact
⑥ 受付時間: 平日 10:00 から 17:30(年末年始休暇、土日祝祭日を除く)

(3) 外部機関等

当社の暗号資産交換業に関する苦情等（紛争解決）に関し、お客様が外部機関等の紹介を望まれた際、以下の機関による ADR 制度（訴訟手続きによらずに、民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、その解決を公正な第三者が関与して図る手続き。）を利用して紛争の解決を図ることができます。

一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会	〒102-0082 東京都千代田区一番町 18 番地　川喜多メモリアルビル 4F 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会 電話番号：03-3222-1061

	受付時間：9:30 から 17:00(年末年始、土日祝祭日を除く) お問い合わせ：https://jvcea.or.jp/contact/
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1－1－3 東京弁護士会紛争解決センター 電話番号：03-3581-0031 受付時間: 9:30 から 12:00 13:00 から 15:00 (年末年始、土日祝祭日を除く)
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1－1－3 第一東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3595-8588 受付時間: 10:00 から 12:00 13:00 から 16:00 (年末年始、土日祝祭日を除く)
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1－1－3 第二東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3581-2249 受付時間: 9:30 から 12:00 13:00 から 17:00 (年末年始、土日祝祭日を除く)

以上